

第十回 参議院文部委員会會議録第十三号

昭和二十六年二月二十日(火曜日)午前十一時二十八分開会

委員の異動

二月十九日委員上原正吉君及び深川マエ君辭任につき、その補欠として木村守江君及び大隈信幸君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○義務教育費の無償促進問題に関する件

○委員長(堀江謙三君) これより文部委員会を開会いたします。

本日は二十八条、九条からなるものがありますが、職階制の問題について人事院總裁に質問したいという御希望のかたがありますので人事院總裁がお見えになつております。次に文部大臣に質問を要求しておられるかたがあります、閣議が終了次第見えますから人事院總裁に先に質問をいたすことにいたします。御質問のかたはどうぞ。

○荒木正三郎君 この前の本委員会におきまして、文部大臣は教職員の待遇改善のために別表を作成する考えである、こういう意向を明らかにせられたのでありますが、これはまあ文部大臣が意向を明らかにせられるまでもなく、昭和二十三年の一般公務員の給与に関する法律においてこのことが規定されているわけでありまして、続いて二

十四年最近昭和二十五年の十二月の一般公務員の給与に関する法律の中にもこのことがはつきりと規定されているわけでありまして、この別表の作成は国家公務員においては人事院がその権に当られるものである、かように考えておるのですが、この別表の作成が今日まだ実現をされておらないというところにつきましては、私もその困難性についてはいく／＼お聞きをして知つておるわけなのですが、併しどういふ点に困難があるのか、そういう点を第一にお伺いしたいと思ひます。それからいつ頃この別表の勧告ができるような段階が来るか、お見通しの問題です、それを先ず人事院總裁にお伺いしたい。

○政府委員(澤井清君) 荒木さんにお答えをいたします。お示しのごとくこの只今の御指摘になりました事項は国会の修正によつて特に加えられたものでございまして、人事院といたしましては御意見を尊重いたしまして、できるだけ速かに教員の別表作成のつもりでかかつて参つたのでございまして、ところがその間におきましてこの給与ベースの改正という上りな問題が入つて参りまして、先ず一般俸給表、教員をも含めての一般俸給表を引上げるといふことに努力をいたして参りました関係上、遅れておることは事実でございますが、それ以前に個別推定表、或いは十四級の増員等できる限りやり得ることは、教員の優遇に努めて参つた次第でありまして、残るところはお示しのごとくこの別表の作成といふことになつておりました、只今その進行中でございます。併しこれはこの国会には提出するといふ上りなふうにはまだできかねるかと思つております。

○荒木正三郎君 私もいろいろ人事院が個別推定表の作成等について御努力をなさつた点についてはその御努力に對して敬意を払つておるものでございしますが、やはり教職員の給与の体系といふものを一日も早く確立するといふことが非常に必要ではないかといふふうに考へておるわけでございまして、いろいろ御研究もなさつておるだろうと思ひますが、やはりその研究の結果特別俸給表を作るのには何か特別な困難な問題があるといふのであれば、そういう点を明らかにして頂きたいと思ひます。あります、ただ今の總裁のお話であります、一般公務員の給与ベースの改訂及び個別推定表等の問題のためこれが多量に延びておつた。そういうお話をございしますが、そういう理由だけでございしますが、或いは外にもあればおつしやつて頂きたい。

○政府委員(澤井清君) もう一つございしますが、それはいづれ荒木さんのほうから職階制との関係について御質問があるだろうと思つて少し保留をいたしました。この現行制度における教員の別表といふのは、結局お示しのごとく一般職の職員の給与に関する法律、あれの別表でございまして、然るところこの法律は近き将来において給与準則に切換えられなければならない運命に到達して参つておる次第でございまして、

でございするから只今ここで別表を作成するといふにしても、遠からずしてそれは給与準則の中に落付込む上りなことに相成ります。そこで給与準則は即ち職階制を基礎として作成をいたす、そこで只今直ちに今の現行法で別表を作成したとします、それとも今少し待つて給与準則としてやりますか、その辺が問題になる。即ち職階制の教員に対する適用といふことが問題でございまして。

○荒木正三郎君 實はお話のように、この特例法の第二十一条の第二項に職階制の問題が出ておるわけでございします。私はこの職階制の別表との関係といふものがどういふふうになるのか、その点を伺ひたいと思つておつたのですが、そうすると別表といふものは、やはり職階制が確立されてその上に立つて作らないと、非常に寿命の少ないものになつてしまふ。その点を考慮しておるのであるといふふうにとつていいわけでございます。

○政府委員(澤井清君) その通りでございます。但しその職階制が少し遅れるといふ上りなことになるかもしれませんが、人事院といたしましては現行制度に基づく別表を作成したい。只今実は両方の準備をいたしてはおります。

○荒木正三郎君 そこでこの第二十一条の職階制は国立学校の教育公務員の例に準じて、すべての公立学校の教育公務員について実施するものとする、こういうふうにあります、公立学校の教育公務員の職階制は、国立学校の

教育公務員の職階制に準ずるといふふうな規定になつております。

そこで問題になるのは、国立学校の教職員の職階制といふのはどういふふうにかんがへられておるかといふことが問題になるわけでありまして、そこで私は国立学校においても教職員の職階制といふのは非常に困難である、一般公務員に比べて特殊な事情にある教職員については、この職階制を立てるというところは非常に困難であるといふふうに考へておるわけなんです。人事院の方ではいろいろ御検討をなさつておると思ひますが、この問題についてはどういふふうな見解を持つておられるかお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(澤井清君) 荒木さんのお言葉の中に教職員と仰せられましたのが、職員の方は先ず除けてよろしいのではないかと、教員といふ意味でお答えをいたしたいと思ひます。お示しのごとくそれは職階制といふものを如何に考へるかといふ問題でございまして、併しながら如何に考へましようとも職階制は職務内容と責任の度に応じた職級をこしらへる、これ以外には職階制といふものはないように考へております。然るところ、御承知のごとく教員の責任の度合といふものは、一般の公務員のように係長、課長、局長といふ上りな参るものではないでござい

ません。そこで一般の行政公務員と同じような職階制を教員にこしらへるといふことは、これは不可能であらうと思つております。併しながら、職階法

によりまして別に一般公務員に一つの職階制しかないというふうには考えておりません。そこで教育公務員に對しましては、それにふさわしいような職階制というものを考案し得るであらう。こういうふうな考案で、人事院といたしましては、只今のところは一応教員に對しては職階制を当てはめるつもりで考えております。但しその職階は一般の行政官吏の職階制とはほど違つたものになるだらうと思つております。

○荒木正三郎君 淺井總裁の今のお話で教職員の職階制や教育公務員の職階制は、一般公務員の職階制とはおのずから異なるものであるというふうなことはよく分るのでありますが、それでは教育公務員の職階制を御検討になるに際しまして、一体どういふふうな大まかな考案方、どういふふうな分類すればいいという大まかな考案方について、大体きまつておる点があれば、お話を願ひたいと思ひます。

○政府委員(淺井清君) 今度荒木さんは教育公務員という言葉をお使いになりましたが、今回私の承知いたしておりましたところは、教育公務員特例法の修正案が出ておると思つております。修正案が出ておると思つております。これによりまして従来よりも若干教育公務員の範圍が広がつておるのじやないかと思つております。即ち研究所等をもその中に含まれておるといふように思つておりますが、それなりなものと今度は研究に従事する者と教授に當つておる者と二種類が入つて来るように思つております。この辺も将来職階制をこしらへます際に違ふ点になるであらうかと思つております。

す。又国家公務員は大部分は殆んど大學の公務員でございます。従ひまして教授、助教授或いは助手というふうな區別におきましては、そこにおのずから職務内容と責任の度が違つておるのじやないか。こういうふうな考案をしておりますが、まあそういうふうな点を考慮いたしまして無理のない職階制を只今研究中でございまして、その詳しい内容はまだ本當のところ結論に達してはおりません。

○荒木正三郎君 先ほども申しましたように人事院の作成せられる職階制というものは勿論国立学校の教育公務員であるわけでありまして、この特例法によりまして公立学校の教育公務員もその例に準ずるといふことになるのではございませんか、その影響というものは非常に大きいと思つております。ただ国立学校だけを限定して考へてお作りになれば、多少事情の違ふ公立学校のほうに非常な無理が起つて来るのではないかと、このことを私は心配しておるわけなんです。それで人事院總裁のほうで国立学校の教育公務員の職階制は実情に即して作られるという御自信があれば結構なんです。私が、私どもの聞いているところによると相当困難な問題があるのじやないかというふうな聞いておりますので、若し非常に困難な点があればこの際明らかにして頂くことが、この箇条を審議するのに非常に都合がいいかというふうに考へておるわけなんです。

○政府委員(淺井清君) 困難な点と申しますのは、一般の行政に當つております公務員と同じような職階制を當てはめようとするればこれは困難と申すやむをしの不可能なだらうと思つております。

す。併し職階制というものは巾の広い觀念でありますからそれは別箇に取扱ひ、又さういふにいたしましたほうが私は教員優遇の趣旨にも或いはよくかなうのじやないかと思つております。

○荒木正三郎君 それではこれで私の質問は終わります。

○淺井清君 ちよつと恩給のことについてお尋ねしたいのですが、実は小学校或いは高等学校の先生で三十何年になられたものはつづ／＼いゝわゆる停年というふうなことで自分の退職などを考へておられる。これが三月どうしですが、それに関しまして恩給がどうなるかというふうなことで非常にその態度を決するに困つておられるから、その点を一つ明確にして頂きたいと思ひます。恩給が早急に改正されて来るようなら、人事院として何か準備をしておられるか、そうしてこの改正をあなたの方でこのマイヤーズの勧告などを標準にしていつ頃という時期をふんでおられるか、その時期を先ずお伺ひいたします。

○政府委員(淺井清君) 恩給につきましては国家公務員法に規定がありますように、人事院が調査研究しなければならぬといふことになつておりますから、ずつと前から調査をいたしております。併し私の見通しでは早急に恩給法の改正がなされるとは考へておりません。

ております。

第三の点におきまして、現在の受給者、恩給を受けている者及び現職者に對しましては十分その既得権と申しまするか、既得権の利益を侵害しないように考慮いたしたいと思つております。いづれにいたしましても早急に恩給法の改正が勧告されるという時期にはまだ達しておらないのでございまして。

○淺井清君 その時期は早急にはとこうおつしやいます、いゝわゆる二十年の三月三十一日までには改正されるような見込は全然ないと解釈していいですか。

○政府委員(淺井清君) これは私確言はできないのでございましてけれどもまあ申しますと、この予算上の措置が必要になつて来る。そこで二十六年度の予算はすでにきまつております。これはまあ国会できまつていふという意味じやないものでありますが、大体きまつていふ。そういういたしますと、これに恩給法による予算を今加えるといふことは上ほど困難であらうと思つておりますから、その一点を見ましてこれはないんじやないかと思つております。

かといふようなことを伺つたわけですが、何か總理庁の恩給局のほうの考へていられるのはベスアップのことがしてあるのですが、これは私らとして当然なことだと思ひます。

それから小学校の教員については十七年以上やつた者については百五十分の一の特別の加算があつたわけなんです。それが今度の改正で何かあつた切られるといふふうなふう聞いていますわけです。この点についてあなた何か御存じであればおつしやつて頂きたいと思ひます。

○政府委員(淺井清君) 現行法のことに関しては人事院は関係いたしておりません、今のところ。そこで人事院といたしましてはこれから先のことの、あのマイヤーズ氏の勧告に基づく将来の制度についてやつていふので、現行法の改正等については私は存じておりません。

○淺井清君 私が言ひたいのは現行法が悪いほうに改正されて来ればあなたが言ひ既得権は侵害されないといふことと私は食い違つて来ると思ひます。その点何かお聞きになつていませんか。

○政府委員(淺井清君) 私の既得権侵害云々と申上げましたのは人事院で或る程度研究をいたしております恩給についてでございます。ただ現行の恩給と将来の恩給との一番根本的な差は、御承知のように保険数理計算によるかよらんかといふ点でございます。これは全然別のものでございまして。

○淺井清君 もう一点、これはあなたの方で関係ないといふええそれまでであります、御意見として伺つて置きたい。

今申しましたように百五十分の一を切るといふことは私たちとしては既得権の侵害である。こういうふうな解釈をするんですが、浅井さんもこれに對しては御同感な頂けるものと、こゝろまあ思つてゐるわけなんです。併しどういつたものが人事院に對して全然連絡なしに切られるといふことは私はないと思ふんです。この際において一々積極的な御意思の表現が願ひたい、こういう点を一つお願いしたい。

もう一つお尋ねしたいのは二十四年に特例法が布かれて以来恩給がどうなるか、ぼやんとしてゐるわけなんです。つきりきめられてゐないわけなんです。地方条例が布かれればつきりするわけですが、今二十四年以降二九年はど勤務された人たちは恩給がどうなるか、さつぱりわからないわけなんです。そこで各県の実情を調査いたしまして恩給準備金というふうなものを県と教員との話合において集めまして、そしてあなたのはうが改正をされれば、それに準じて地方条例においてそれが決定する。その場合には今までプランクになつてゐるけれども、その人たちは当然勤務したものは恩給年限に計算されるわけであり、そういうふうな解釈の下に今申しましたような手続をやつて來てゐる。これに對してはあなたのはうとしては、これも当然計算されるというふうにお考えになるものと思ひますが、どうですか。

○政府委員(淺井清孝) ちよつとそのような具体的な問題はまだ人事院としてきまつておりませんので、この席ではちよつと申し上げかねるかと思つております。

○成瀬清治君 それじやこれだけ。あなたに言われる既得権を侵害したくないという点は、あなたにおいては全然變りはない、この点は再確認してよろしうございませう。

○政府委員(淺井清孝) それは確認いたしてよろしいと思ひます。

○岩間正男君 さつきの荒木君の質問に連關して二三點お尋ねしたいのであります。職階制のほうはつきりきまらぬので、教員の別表は作つても期間が短かいものになる。こういうことなんです。それは職階制の問題は教員の職階制の問題が決定しまして、そしてこの日教の精神もと入れて、そしてつきりきまらぬものができるのはいつ頃の見通しですか。これはこの本国会中に間に合ふのですか。

○政府委員(淺井清孝) ちよつと御質問の御趣旨がわかりませんが、今期の国会中には間に合はないと思つております。

○岩間正男君 そりなりますと、やはりつとつと又時間が経過するといふことになるというやうな感じがしないか、その間の措置はどういうふうになりますか。やはり別表を一応作つておいて、そして次の段階に行く、こういうふうなやつたほうがいいのではないかと考えますが、大臣の答弁では別表を作る、こういうことが言われてゐるのですけれども、その間の食い違ひはどうですか。

○政府委員(淺井清孝) さつき荒木さんにお答えをいたしましたように、教員の別表を作つても短い期間になる、併し人事院といたしましてはその間教員の優遇の方法を決して忘れてはいなかつたといふことを御承知おきを願ひたい。この間現行法の上でできること

だけはやつて参りましたし、又一般公務員の給与ベースの改正も先ずなされたいのでございませうから、その点は御了承願ひたいと思ひます。

○岩間正男君 その問題とは問題の性質は違ひけれども、かねてそういうふうな別表といふもので保護されて、更にそれを検討してその内容如何によつて、現在の待遇問題に對して我々は意見を持つものですか。

それからこれはどうなんですか、丁度この法案を我々が審議して行つて、この職階制を適用することは、根本的に我々は教育公務員の場合は大きな反対意見を持つものなんですか、政府委員の説明によりますと、職階制は必ずしも教員に不利になるものではない、併しこれについて研究中だ、こういうことを言われる。そして仮にこの法案が二、三日中に通過するといふことになりますと、丁度委任立法みたいなことになるのです。この点は我々は職階制の骨格くらいだけでも示されなければ、この法案の審議に差支えるのではないかと、そういう点が今までにある。結局委任立法みたいなことになりまして、そして實際出たところのものを検討してみると、どうも最初の希望にそぐわない。こういうことがしばしばあるのですけれども、この点で非常に今のお話だと随分延びるやうなことになるのですが、どうなんですか。研究が進んでいない点に問題があるのですが、大体やはりこの法案が一方出されてゐるのですが、それは閣内政府委員にお伺ひしますが、人事院とどういふ点について折衝されたのですか。この前のお話を研究してゐるのですか。結局これは

人事院とも折衝されて、その問題を解決される努力をされなければいけないと思ひますが、どうなんですか。

○政府委員(關口隆克君) お答えいたします。文部省に人事院といふものがあります。人事院の職階制のほうと文部省の人事課のほうとで技術的専門的な見地からのお話合は久しく続いてゐるというふうな聞いております。

○岩間正男君 大体見通しだけでも、そりすると、今の人事院總裁の答弁によると、本国会では大体間に合ふないといふことですが、文部省も大体そういう意見ですか。大体どうなんですか、この法案が通つてから空白が出てくると思ふのですが。

○政府委員(關口隆克君) 今国会では無理ではないかと思つております。

○岩間正男君 どういうところにそんなに……、一方でこんな法案を出して大まかにやつておいて、我々に審議する余裕を与えないで、今国会といつても五月何日までであるのですから、その間に提案不可、今非常に研究申だ、大体日がこれからますます長くなるわけですが、こういうことになる、在再日を送るつもりですか、文部省は。これは何です、本當にやる気があつたら早くやれるのではないかと、どういふ所に難關があるか、少くとも我々はこの骨格だけでも示してもらわなければ、この法案の審議に差支える。それなしに審議はできない。当然これは示すべきものだ。こういうやりかたはまずい。大体どうですか、だんだん毎日二秒くらいずつ時間が延びておられますから。

○政府委員(關口隆克君) だん／＼日が延びて行く、だん／＼暖かくなつておりますが、(笑)併し私どもも日が長くても居眠りをするつもりはないのでございませうけれども、今岩間委員や荒木委員から前から繰返しておつしやつておられるやうに、教育公務員特に先生の分についてはな／＼むずかしい点があるとおつしやつたが、その通りにむずかしい点がある／＼あるかと思ふのです。熱心に勉強いたしまして、一日も早くできるようにいたしたいと思つております。この際ここで今期中に間に合ふといふ御約束をする自信はないことを正直に申し上げておきます。

○岩間正男君 人事院總裁にお願ひしますが、やはりこれは非常に文部省側とは困難だ、その困難の原因に何か無理があるのじやないか。教員に職階制を適用することに無理があるのじやないか、そこから來てゐるのではないのですか。

○政府委員(淺井清孝) 岩間さんにお答えを申し上げますが、この法案を審議するときに、なぜ職階制を一括に出さなかとの仰せでございませうけれども、職階制を適用するといふことは、これは職階制法を御制定になりましたときに、すでにきまつておることなんです、若しこの法案に職階制を適用しないといふことでもございませうれば論議がございませうけれども、一応国家公務員に對しては、職階制は全面的に適用するといふ断定的な下に立つておるのでございませう。その点は問題はないやうに思ひます。

○岩間正男君 それはおかしいのです。我々は特例法として審議してゐるのです。だからこの特例法そのものが一体保護規定であるか拘束規定である

ておりますが、(笑)併し私どもも日が長くても居眠りをするつもりはないのでございませうけれども、今岩間委員や荒木委員から前から繰返しておつしやつておられるやうに、教育公務員特に先生の分についてはな／＼むずかしい点があるとおつしやつたが、その通りにむずかしい点がある／＼あるかと思ふのです。熱心に勉強いたしまして、一日も早くできるようにいたしたいと思つております。この際ここで今期中に間に合ふといふ御約束をする自信はないことを正直に申し上げておきます。

かということが。そも／＼この審議の
勢頭に、これは我々が大臣に対し懇摺
質問したところが、若しも教員に対し
て職階制を適用することが必要でなけ
れば、一応本法がきまつていても、この
法案を外すことが可能なんだ。だから
そういう関係で我々は論議を進めて来
たのですが、教員の職階制がなか／＼
きめるに困難だ、日が近づいているけ
れどもなか／＼困難だ、こういう情勢
になるのですけれども、これはそこに
無理があるのじやないかということをお
聞きしたいのですが、これはどう
いうようにお考えになりますか。

○政府委員(淺井清君) 適用するに無
理があるというふうには考えておりま
せん。我々は成るべく教員というもの
の職務内容及び責任を重んじて、いい
ものをこしらえたいと思うからこれに
努めておるが、ただここで申し上げたい
と思ひますが、国会に対して或る種の
定義は提出することに相成つておりま
すからして、その折は十分御覽を願え
ると思つております。

○岩間正男君 我々の意見では、教員
に対して職階制というものを現状の中
で適用しようと、こう考えるところ
に、昔の教育の官僚制に陥る危険が
非常にある。むしろ日本の教育の民主
化を阻害する方向に役立ちます。そ
れを却つて拘束とすれ、これを本當
に助ける面が少い、こういう意見を
大きく持つてゐる。これは私だけじゃ
ございせん。こういう点について、
これは十分に今までも検討されたと思
ひますが、この際もよつとどういふ
御見解を持つておられるか承りたい。
○政府委員(淺井清君) これはどうも

ちよつと御趣旨が了解しにくいのでご
ざいます。一体給与をその職務の内
容と責任とに応じて正しく受けること
と我々は民主的であり、公正である
と思つておりますからして、職階制
を適用することが民主化を妨げるとい
うのは、私は了解することができない
のでございませう。若し職階制という
のを適用しないのが何だかわからな
い給与を受けることこそ私は民主的
な点、かように考えております。

○岩間正男君 これは人事院總裁が若
し逆なことを言つたとしたら大へんな
ことになりませうから、それはそう答
えされるのは当り前と思ひます。この点
で議論しても仕方がないから、この点
は打切つておきましよう。当然の御答
弁でしよう。それ以外に答弁したら
とんだことになる。(笑聲)併し我々は
了承することはできないというので
す、そういうことは。

○委員(堀江謙二君) 淺井人事院總
裁に御質問ございせんか、なければ
文部大臣がもう間もなく見えますけれ
ども、それまで少し速記をとめて下さ
い。
〔速記中止〕
○委員(堀江謙二君) 速記をとつて
下さい。
それでは本日は二十八条、二十九条。
○政府委員(關口隆克君) 朗読いたし
ます。
第二十八条及び第二十九条を次のよ
うに改める。一
第二十八条及び第二十九条削除
○委員(堀江謙二君) それでは三十
三条。
○政府委員(關口隆克君) では、
第三十三条を次のように改める。

〔教育委員会の置かれていない市町
村の社会教育主事に関する規定の読
替〕
第三十三条 教育委員会の置かれて
いない市(特別区を含む。以下同
じ)町村の社会教育主事については、
第六十六条第一項及び第四項並
びに第十九条第二項中「当該教育委
員会の教育長」又は「当該教育委員
会」とあるのは、「当該市町村の長」
と読み替へるものとする。

○委員(堀江謙二君) 第三十四条。
○政府委員(關口隆克君) 読みます。
第三十四条を削る。
○委員(堀江謙二君) 附則第一項。
○政府委員(關口隆克君) 読みます。
附則 1
この法律は、公布の日から施行す
る。

○委員(堀江謙二君) 附則2。
○政府委員(關口隆克君) 朗読いたし
ます。
2 改正後の教育公務員特例法第五
第三項から第五項まで(同法第六條第
二項及び第九條第二項において準用す
る場合を含む。)の規定は、この法律施
行の際現に
大学管理機関において審査中の事案
についても適用する。但し、改正後
の教育公務員特例法第五條第三項
(同法第六條第二項及び第九條第二
項において準用する場合を含む。)の
規定による請求をすることができる
期間は、大学管理機関から説明書を
受領した後三十日以内とする。

○政府委員(關口隆克君) 本法の公布
即日施行の日(説明書を受領して十五
日以上たつておつて、而も三十日以内
の場合、そういう場合にまだ審査の請
求をしていないということからこれは
論理的には起り得ることでありませ
うが、かような場合には、曾ての規定
より三十日以内としておいたほうが
、御本人のためにも事務進行上にも
双方にとつて都合であるというふう
に考えますので、この場合については
三十日に、前通りにしておこうとい
う趣旨でございませう。

○若木勝蔵君 そうしますと趣旨は、
他のものは現に審査にとりかかつて
いる場合もこのほうでやるけれども、こ
の日数の点だけは三十日、手続上どう
いうふうな恰好になるということであ
る。

○政府委員(關口隆克君) さようで
ございませう。
○若木正三郎君 そりすると、この附
則によつて、現在東大その他で行われ
ておる審査は、根本的にやりかえら
ないふりになるわけでありませうか、そ
うなるのですか。
○政府委員(關口隆克君) 根本的に全
部やりかえらるというところにはなら
ない、その日からは本法の規定の通り
進めて行くということになります。
○若木正三郎君 併し現在東大その他
でやつておる公開審査ですね、これは
やはり継続してやることになるのです
か、具体的にどうして頂きたい。
○政府委員(關口隆克君) 大学管理機
関が決定することになります。東大の
場合ですと東大の管理機関が決定す
ることになります。

○若木正三郎君 そりすると、折角今
まで審査をやつて来たのが全く無駄に
なるという結果も起つて来ますね。
○政府委員(關口隆克君) 今東大の例
がออกมาしたから申し上げますが、東大の
管理機関としては従来の審査を無駄に
してしまふような方法を、管理機関と
してお考えになるのはちよつと思へな
いのであります。

○若木正三郎君 私は審査にかけられ
ておる人の立場からものを考えてみた
いと思ひますが、従来は公開
審査において十分その人の立場を弁護
して行かう、そして法律に基いてそ
ういふ方向に來たのが、この法律の施行
に伴つてそういうことができない場合
が予想されるのじやないかと思ひま
す、そういう心配は全然ありません
か。

○政府委員(關口隆克君) 昨日の参考
人のお話を私も伺つておつて、東
大としてはやはりそれは非常に重要な
事柄であるというところを考慮されて
非常に慎重な審査を續けて來られて
おりますので、そして真理の究明とい
う点については双方ともに、一方論争
しつつ、一方ではそこに何らか合理的
な方法というものを案出しようとい
うので非常な努力を續けておられる上
に伺つたのであります、その上より
努力をしておいでになるところへ急に
何か手のひらを返すような方法をお考
へになるかどうか。その点については
審査機関も大学自治という精神を堅く
守つて行かれておるのであります。か
ら、私は賢明な御処置をなさるもの
だらうというふうな想像しておるので
あります。

くわけですか。そういう説明では問題にならないと思ふ。なぜかという、昨日日本委員会では我々は参考人を呼んで聞いたのですが、そのときの事務局長の意見によると、評議員とか、管理機関の人たちは殆んど大部分公開審査には不賛成だ、こういうことを言つておるのですから、そういう点からすると、これは打切られるほどの危険が甚だ濃厚なんです。そうすれば一つの既得権みたいなものも全然認めない。そして遡及してもやるわけなんです。それで非常に背理だといふふうに考へられる。而もこれは日本で現在神戸大学と二つやられておるのです、それが一つも完了しない間に、期間が少し長くなつたからといふので殆んど完結を見ないで途中で打切つてしまふ。こういう事態が必ず発生するといふふうに思われるのですか如何ですか、それでいいんですか。

○政府委員(關口隆克君) 昨日の参考人の御陳述、お話の中に東京大学事務局長の側から非常ないろいろのことがあつて、困難ではあるが一生懸命になつてこの仕事はやつておるのだ、併しいろいろの困難がある、かようなことは例えれば法学部がない大学とか、あるいはよりなところとこれと同じようなことがあるとしたら、非常に無理じゃないかといふ種類の御発言はありましたが、東京大学としては公開でやることとが絶対できないと思つておるということは一言も言つていなかったように私は聞いておつたのですが。

○岩間正男君 昨日の連記録を見ればわかるのですけれども明らかにそういつておる。私があとで第五條の第三項ですか、管理機関でこれを決定すると

いうふうになつておるが、この決定する中には公開審査の問題も入つて公開審査を仮にやる必要だと認めるときにはこれをやるべきである、ではないかと、この質問をしましたところ、そうすると必ずしも公開審査を否定しておるのではありませんと言ひ直してあります。言ひ直してあります、さつき言つた事務局長の意見は明らかにそういふことがある、事務局長がどういつたかといふことはそれほど問題じゃないと思ふ。管理機関がどういふ意見を以てどういふふうに動いておるか。或る場合には非常に臆測的に考へると、むしろ東大のあつたりや、あなたが邪魔だからといふ法案が出て来たといふふうにも考へられるから、そういう点でこれを保護して行くといふ、少くとも現行法でやられていて審理が展開する、その先を見届けないで、そうしてもうこれで打ち切りになつて行く、こういうことはこの法案が使われるといふことは非常に重大な問題である。こういうふうにするで行かれておることをこれは別に扱つて行くことはできないのですか。それを保護して行く立場、むしろそういうところに立法の精神があると思ふのですけれどもどうなんですか。何ら結論を見ないで途中で無様に切つてしまふ、こういうこととが学園の自治を守ることになりませんか。日本の民主化に対して何か悲惨な感じを与えないといふんですか。

○政府委員(關口隆克君) 私が申しましたのは大学管理機関が懸案の事案について非常に慎重にやつて来ておられる、対立した意見は意見としてなおその間に解決の方法を双方協力して探しておられる。さうな経過を伺つておるにつけても、その点については大学に対してどう思ふかと言われるならば、私はやはり大学は賢明な処置を取られるものだと思ふとお答えいたすよりほかはないと思ふのでありますが、但し大学自治といふことは大学自体が主張せられて来た点でありますからして、なおこの点も附加して考へて、私は大学自治の建前をとられておる大学において、懸案中の事案をおつしやるような無造作な或いは無茶な解決の仕方をおつしやると思ふ。慎重に御研究の上で御決定になるものと思つております。

○岩間正男君 併しあなたはそういうことを言われても何にもならん、そういうことを大臣が何らかの方法で勧告するとかやらなければ。何もあなたといふそういう職責についてそういうことを言つておるのではありません。文部省がそういうことを言つたつて駄目なんですよ。途中で打ち切られることに對してどう思ふんですか、具体的に伺ひます。

○政府委員(關口隆克君) 大学管理機関が大学の自由を守ると同時に、大学管理機関としての職責を努めるために十分慎重に考慮の上で決定されるということについては、私として格別何とも申し上げることはないと思ひます。

○荒木正三郎君 政府と岩間君との質疑答が筋違いになつておるのじやないかと思ひますので、具体的に明らかにしたいと思ひます。

問題は、既得権が侵害されるかどうかといふこと、私どもの考へからいへばあらゆる法律は既得権を侵害しないと思ひます。そういう立場でこの問題を考へて行きますと、現在東大では公

開審査が行われておるわけです。そうして「その者から請求があつたときは公開して行わなければならない」といふ法律に基いて公開して行われておるわけなんです。弁護人も出しておるわけなんです。これは明らかに既得権で現在の法律によつて行われておる。それがこの附則によつてこの既得権が侵害されないが、侵害されるようにも私には受取れるのです。そういうことになれば矛盾だと私は思ひます。

○政府委員(關口隆克君) この改正法案において公開の審査を否定してしまつた、公開の審査はしないものとするといふことに若しなつておつたならば、お話のように既得権の侵害の法律だといふ御見解も或いは成り立つかと思ひますけれども、併しこの法律では公開審査はしないのだといふことは、こゝにも譲つておりません。ですからそういう意味で法律としては既得権を侵害しておると思ひます。

○荒木正三郎君 それでは明らかに念を押しておきます。そうすると、この第五條第三項にある「審査を受ける者から、前項の説明書を受領した後三十日以内に請求があつたときは、大学管理機関は口頭審査を行わなければならない。口頭審査は、その者から請求があつたときは公開して行わなければならない。この法律の条項によつて現在大学においてこういう審査が行われておるところがあります。この既得権はこの附則によつて侵害されない、こゝで解釈して差支えございませぬね。

○政府委員(關口隆克君) この法律の改正によつて直ちに侵害されるという

ことにはならないと思ひます。

○岩間正男君 直ちにということでは、公開審査を一回か二回やる。併しどうも埒があかない。途中でこの法案によつて公開は打切られたといふことが一方的に管理機関のほうから強行手段で行われるといふ事態も起り得るということですか、直ちにという解釈は。

○政府委員(關口隆克君) 大学管理機関が大学の自治とそれから大学の公けに對する責任という見解から、賢明な考への上で或る時期においてそういうことが起つたならば、これは大学自体の問題であつて、直接にこの法律が既得権侵害といふことには私はならないと思ひます。

○矢嶋三雄君 本法案の提案の趣旨が最も端的に現れておるのです。確かに局長は苦しい綱渡りの答弁をなさつておると思ひますが、私はただ一点この立法技術について、法制局のかたがいらつしやいませんが、お伺ひします、こういう法律を制定するときに現行法で施行しているものまでもそこで一応御破算して新しい法律に切換えるという、そういう立法技術というのはあるのですか。普通は新刑事訴訟法あたりが行われたときでも前の刑法によつて実施されてゐるのはやはりそれで最後までやるというやうな形で普通は立法といふものはされてゐると思ひますが、こういう立法技術というものがあつたのですかどうですか。

○政府委員(關口隆克君) これは手続規定でありますから、手続規定につきましては最近の立法事例によつてもかようなことは他に例があることだと思ひます。

○荒木正三郎君 私は關口局長の説明

をそのまま了解することができないのです。この附則を讀むと。だから私がここで局長の言葉をとつて置いても無意味な結果になると思ふのです。というのはここにはつきり書いてあるのです。改正後の教育公務員特例法第五第三項から第五項まで「私が言うのは三項です。この規定は、この法律施行の際現に大学管理機関において審査中の事実についても適用する。」と書いてあるのです。現在東大において審査中のものは第三項に属する分があるわけなんです。その第三項についてもこれを適用すると書いてあるのですから、今までの既得権がこれでおしまひになるようにこれを見るかどうかという点非常な矛盾しているように思ふのです。

○政府委員(關口隆克君) どうも第三項に關つてある事柄も、この改正の附則によつて新しい行き方で行く新しい改正の手續によつて進行して行くことになるというところが、要するに新法による、言葉を換へれば、ということとは既得権の直接に侵害ではないかと、かゝりおつしやるのだと思ふのです。それは既得権の内容が公開審査を規定しておるのに対して、新法の中で公開審査というものを絶対にしてはならない、できないというところにしてしまつたならばそれはお話の通りで既得権の侵害という考え方も成り立つてしまうわけでも、そうなつていないのですから、直接に侵害にはならないのではないかと、こゝういふふうに考へておるわけです。

○荒木正三郎君 そのところの事實に即してもう少し考へて貰ひたいと思ふのですが。例えば「審査を受ける者は、すべて口頭審査に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席せしめ」というようなことがあるのです。現にやつてゐるわけですから、これは何と云ふか審査せられておるものと思ひます。今度の改正によつて、その審査せられておる者の意思如何にかかわらず管理機関がそれを認めなければならぬとなつてしまふわけですね。それによつてこの法律によつて若し管理機関がそういうものを認めないと言へば、今まで弁護人を出してやつた弁護人が出せなくなるわけですね。施行するところと私に既得権を侵害するところとをいふと、こゝう言つてゐるのです。

○政府委員(關口隆克君) 繰返して申上げますように、法律上の既得権侵害には私はならない、事實上において既得権の侵害と同じような結果が出るという言ひをしないかと思ひますが、法自体としては私は直接に既得権の侵害にならないという見解をとつて私は間違ひないのじやないかと思ふのです。

○矢嶋三善君 これは随分苦しい答弁だと思ふのです。第三項は、次になるのですけれども、それによつておつしやるわけですね。第三項の所で述べられておる局長説明の第二項の所と一致しないところがあるのですが、そこをどういふように御説明されますか。第三項の所にはこゝういふ言葉を使つてゐるのです。

教育委員会において現行法により審査中のものにつきましては、旧制度と

当然審査の方法も変わつてくることであらうと思ひます。折角審査中にもかかわらず、直ちに人事委員会等に事件を引継ぐことは不適当と思はれますので、引継ぎ教育委員会が所屬した事件のみは最後まで審査してしまふということにしたいのであります。これは勿論地公法が、八月後に人事委員会が成立するといふことはわかつておりますが、今までは審査しておるものも審査の仕方を急に変へないで折角やつておるのそのまゝやつて行くのが適當だと、こゝういふ趣旨ですね。その趣旨で行けばこゝの第二項もそれで行くわけが筋が通るわけですね。それは局長は管理機関に責任を負つておるわけであつて、まあ制衡で法律上は既得権を侵害されない云々と言つても事實といふものはつきりして来るのであるから、だからその二項と三項のところが局長説明が精神分裂的なところがあると思ふのですが(笑)どうですか。

○委員(堀江謙二君) 三項も一緒にやりましようか、三項も一緒に朗読して貰つて。

○政府委員(關口隆克君) では、第三、地方公務員法第四十九條から第五十一條までの規定施行の際既に改正前の教育公務員特例法第十五條第三項(同法第十八條第二項において準用する場合を含む)の規定により教育委員会が審査の請求を受理してゐる事案に關する審査については、地方公務員法第四十九條から第五十一條までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

只今の御質問に引續いてお答えをいたします。印刷してお配りいたしました私の説明書の中に大体二つの事柄、今お話の出來た、人事委員会は八カ月前にできるといふことが一つ、非常に先の話であるといふことが一つ、その次にすでに実行しておるものは折角審査中にもかかわらずといふ文句が入りましたので、その文句を削つて行くといふと、前項の説明と矛盾しはしないかといふお話でございますが、これはその直ぐ後に直ちに人事委員会に事件を引継ぐことと云つております所、なお説明としては、全然新たにできた全然別個の機關であるところの人事委員会という氣持であつたんです。それが、それを印刷の場合に書いてなかつた点が私のほうの手落ちだつた。で大学管理機関の場合は引續いて同じ大学管理機関がその仕事を担当するのであります。人事委員会の場合は現在まで教育委員会をやつておつた、それが人事委員会とは別個の機關ができた、それが八カ月前にできるといふことになる。若しできたとしてもそれは勿論店開きしたばかりのときである。そこへそつくり事業を移すといふことはこれは却つて教育公務員の立場を放棄することにならぬではないか。具体的な例にやらんで考へて見ても教育委員会のほうで審査をやつたほうが教員のためには有利でありやしないかといふふうにも考へる。いづれにしても機關が違ふのであるから同一の機關の場合とは話が違ひ、建前はそこらから來ておるのであります。

○岩間正男君 もうこの法案は我々は通さないつもりで頑固しておるから、仮にこれが通つたといふような場合に、若しあなたの精神を生かすなら、大臣から管理機関のほうに何とか意思表示しなければならぬと思ふのです。もう一つは、あなたの説明で公開審査を拒否するとはどこにも書いてないのですが、これは小学校の一年生の読み方ですか、どうしてそんなんです。大体この前から非常に論争して、これは解決つかない問題です。必要な事項といふところに、公開の審査も必要な事項と認めれば、これは管理機関でやるのだ。ただ全く風前の燈火のやうなところを頼りにして文部省は説明しておりますが、これは第五條の三項、四項といふものが大きい。これが大きいのですから、これから讀んで来れば公開審査といふことは殆んど不可能になつたといふことは争えないので、文部省はそういうものが一体希望の観測と法文の読みかたといふものはつきり建前を変へなければならぬと思ひます。どうして公開審査機関が打切られるといふことにならないという解釈になるのですか。この点を伺つてさういふ、これはやはり文部大臣がはつきり管理機関に対して、そういう意思表示をするとか、そういうことなしには私は恐らく駄目だと思ひます。現実的には昨日の説明なんか聞いてみてもはつきりしてゐると思ひます。進藤さんの言ひには、多くの人がこれを望んでゐる。多くの人はどういふ者であるかといふと、これを聞いてみますと、結局は進藤さんが使われてゐるやうな立場の人なんです。そういうことがわかつたわけですね。併し多くの人がいふからと具体的に言つて大学関係者も全部か聞いてみると、或る点は違つてゐるわけですね。今の二点お答え願ひます。

大臣から管理機関のほうに何とか意思表示しなければならぬと思ふのです。もう一つは、あなたの説明で公開審査を拒否するとはどこにも書いてないのですが、これは小学校の一年生の読み方ですか、どうしてそんなんです。大体この前から非常に論争して、これは解決つかない問題です。必要な事項といふところに、公開の審査も必要な事項と認めれば、これは管理機関でやるのだ。ただ全く風前の燈火のやうなところを頼りにして文部省は説明しておりますが、これは第五條の三項、四項といふものが大きい。これが大きいのですから、これから讀んで来れば公開審査といふことは殆んど不可能になつたといふことは争えないので、文部省はそういうものが一体希望の観測と法文の読みかたといふものはつきり建前を変へなければならぬと思ひます。どうして公開審査機関が打切られるといふことにならないという解釈になるのですか。この点を伺つてさういふ、これはやはり文部大臣がはつきり管理機関に対して、そういう意思表示をするとか、そういうことなしには私は恐らく駄目だと思ひます。現実的には昨日の説明なんか聞いてみてもはつきりしてゐると思ひます。進藤さんの言ひには、多くの人がこれを望んでゐる。多くの人はどういふ者であるかといふと、これを聞いてみますと、結局は進藤さんが使われてゐるやうな立場の人なんです。そういうことがわかつたわけですね。併し多くの人がいふからと具体的に言つて大学関係者も全部か聞いてみると、或る点は違つてゐるわけですね。今の二点お答え願ひます。

ざいます。

○委員長(堀越二郎君) 御質問は現在審議しておりますこの法案に関連して……、違ひの御質問ですか。

○高田なほ子君 いやいや緊急の質問なんです。

○委員長(堀越二郎君) これに関連ないのですか。

○高田なほ子君 関連のあることだけのわけですか。

○委員長(堀越二郎君) 併し皆さん御異議なければ結構でよろしうございませう。

○高田なほ子君 如何でございませうか。

○梅原眞隆君 これに直接関連なかつたらあとにして下さい。

先ほど私も、荒木さんなり若木さんなりのおつしやるのと、政府の人の聞いておられるのと、私食ひ違ひがあると思う。私もどうも納得できない。これは改正法の附則を見ますと、これを制定なさると審理期間中のものに適用するといふのだから、現在のものには私は適用されたい。そしてこの中に十四日と出ておるからこの期間だけでは無理だから三十日までと、あのものはこれでやつて行くと、こういう附則であると私は解釈をしたい。そこでただそこいらへい問題の、大学がどう処理するかという話になつて来たから、關口政府委員がそういう大学の自治体としては民主主義に反することとはやうまいといふことを表明された。この条文の趣旨を見ますと、現在にも適用するものだと思ふ。ただその中で期間だけを三十日としたのが第二とご理解したのでありますが、この理解は正しいでしうか念を押します。

話が混乱して管理委員がどうか、既得権がどうかという話が出たから混雑したと思ふのです。私は今の話は別としてこれを審議するときの理解は、これは私が話したように解釈するのが法文を正確に読んだものだ。あの大学の管理の問題はどうやるかとかそれがどうなるかという話は別といたしまして、この文句を讀んで、今の審理中のものにも適用する、この前のようになお従前の例によつてという行きかたとは違ひの御質問であつて、これはどういふに私は第二項を理解しておりますが、その理解が正しいかどうか政府委員のほうで説明してもらへば今の問題はきまると思ふ。

○政府委員(關口隆克君) 私の説明がいろいろ問題とからんで来たためにそういう誤解を生じたとしたら私の説明が悪かつたと思ひます。それについてそれ自体としてお説の通りだと思ひます。

○梅原眞隆君 その上に立つて審議して行かなければならぬと思ふ、私の説んだ通りである。

○荒木正三郎君 ちよつと大臣に伺いたい問題があるのですが、そこで私どもが質問をしておつた要點はそこにあるわけではないので、第二項において、現に継続中の事業についてもこれを適用して行く。第三項については現に継続中のものは従前のようにやる。こういうふうな二項と三項は違ひの御質問です。それが第一点です、これにはいろいろ理由があるといふことで説明されておりました。それは私は一つはこじつけであると思ふのです。というものは東大において現にやられておるのも手続を確立するにも七回公開審理を

して、そして漸く手続が完了してこれから審査に入るというのでしう。それはこじつけでやつて来たから継続してやつても何ら差支へはない。第二項、第三項の考えから行けばさういふふうになる、それが第一点。

第二点は現在施行されておる法律によつて証人とか或いは弁護人といふものは、審査されておるものから請求して立つておるわけですから、こういう既得権をこじつけで剥奪するといふことは不当じやないか、こういう二点を追及しておるわけですか。この法律解釈で言へばさういふものはとられてしまふといふことにならうから、それをとられないように、既得権は擁護すべきではないか、こじつけ論点を二つ言つておるわけですか。

○政府委員(堀田清助君) 第二項、第三項の趣旨につきましては關口政府委員の御答弁があつたと見えるのでありますが、この第三項のほうにはこれは管轄移譲が起るわけでありまして。審査の主体が異なつて来る。さういたしましてその間新しい審査主体におきまして最初から審査をしないといふ点におきまして非常に相違もあるし、又行政上の事務能率という点から見ましても、非常に遅延を来たす虞れがある。さういふような意味合におきまして第三項のほうには管轄移譲を避ける特例を設ける。第二項のほうには主体は依然として大学管理機関でございまして、ただ審査の手続が違つて来る。その点につきましては只今荒木委員は、今まで非常に苦勞してそこに審査方法が確立したと仰せられたのでありますけれども、この点につきましては昨日両参事人からの陳述があり両者におい

ても争ひのなかつたように、一応ああいう方法でやつておるけれども、そのやつておることは別に両者完全に了解したこじつけでないのまだ問題が残つておるのだ、こじつけ状況でございませう。この問題が残つておることは、今後の審査においていふ如何なる支障を生ずるかもわからん、こじつけ状況なんでありませう。さういふような意味合からいたしまして、新らしく改正せられまして手続を改正の趣旨によつて速かに適用することが我々といひましては必要だと考えておるわけでありませう。それから参事人、参事人等を今まで審理いたしました、事実上把握いたしました点から比べて更にどの程度喚ぶかどうかといふ点につきましては、新らしい改正法におきまして、大学管理機関が必要であると認めますれば、さうした方法は取り得るわけだと思ひます。その点につきましては關口政府委員から答弁申上げましたように、大学管理機関が良識と誠実とを以てその辺遺憾なく措置せられることと我々は期待いたしております。

○荒木正三郎君 この問題についてはかのかで特に大臣に御質問あるかたがあれは私遠慮をしたいと思います。私が大臣に御質問したい点はほかの問題ですから、若しあれば先に頂きたいと思ひます。

○委員長(堀越二郎君) これについてほかに御質問がなければ……。

○岩間正男君 ちよつと、大臣途中から来られてわからないかも知れませんが、結局今度の新しい法を現行起つておる審査にも適用する、こじつけ論に述べられておるわけなんです。さうしますと、従来のこれ

は何といひますか、既得権といひますか、公開審理でやつて来たわけですね。これはどうも法の趣旨といひますか、精神に違反するやうなさういふ形になつて来るのじやないか。そして折角進められておるものが、日本では事例があつたのですけれども、東大の事例が非常に大きいのですが、この事例がなら一つの法案で解決も見ないので、さうして実は新らしい改正法によつて処理されてしまふといふやうなおかしな形になる。ですからそこで實際審理を受けておる立場から見ると非常に何か、これは陰險な感じを受けるのじやないか、こじつけ論についてこれはどういふふうにお考えになつておられるか、この点をお聞きして置きたいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) これは従来のやうなやりかたでは到底できないといふことを東大や神戸の例が示しておるので、新らしくこじつけ論を改正しようといふのですから、今度のやり方であるが、実際上はいふといふことは明らかだと私も思つておるのですが、併し必ずこれでやれといふのではなくて、大学にはその自由を許して置くのですから、大学が適当にやるというところで私は差支へないのじやないかと思つておる。

○岩間正男君 文部大臣に質問しておるの、さういふ一つの希望の解釈にやなくて法案そのものが實際現実にこれははつきり拘束して来る、こじつけ論について言つておるのです。希望的条件については随分關口さんからあきるほどお聞きしたわけなんです。こじつけの点をお聞きしたい。

○國務大臣(天野貞祐君) 岩間さんの

組合を作るといふことは地方公務員

日本の大学のためには是非必要な、そういう考えでございます。どうかそういう点は御了承頂きたいと思ます。

○高田なほ子君 御所信を伺つて一安心するわけでございますけれども、今更にくどく申上げますけれども、今大学の中に警官が入り込むという、このことがすでに私には不安である。それは学生の行動が行き過ぎであるというようにお考えになればこれは問題

題であります。映画の「きけわだつみのこえ」のカットをこの前も申し上げましたが、学生たちが太平洋戦争が起りますときに、本場に戦争に反対をして、この戦争は日本の民族の将来にとつて極めて恐ろしいものである、こういうような戦争にはどうしても反対をして行かなければならないという、全く純真無垢な青年たちの叫び声に対して、明らかに警官が弾圧を以てこの声を抑えて行きました。そうしてあの青年たちがみんな肉弾の代りに使われて、今日多くの青年たちが死んでいるわけです。そういうような歴史を再び今日繰返すという危険は私はないとは断言できないと思う。であります。が故に、学園内における学生の純真な行為に対して警官を動員するなどというよりなそういう方向に行くことがないよう、特に私は大臣の善処かたを望むと共に、新しい教育を守るために本場に文部大臣は命をかけて闘つてもらいたいと思う。歴任文部大臣は教育のために死なれたというのを私は聞かない。日本の今の非常な微妙な国際情勢下において、日本の青年たちのために本場に命をかけて大臣が守つてやる、守つて行く、こういうよりなはつきりとした観点の下に今後善処をして頂きたいということを、くどくどありますが、要望いたして、意見を終わります。

○委員（堀江俊郎） それでは附則の2、3、まだ質疑を保留した方がありますので、明日いたしますが、4はすでに単独法として出ましたので、これは削除することになります。削除することにより更に又修正案を出さなければいけません。更に又ギャップができておきますのでそれを補う修正案をやらなければいけません。明日原案を提出いたしまして皆さんにお諮りいたすことにいたします。一応これで区切りをつけることにいたします。高田さん、緊急質問があるのですか。

○高田なほ子君 それでは簡単に申し上げます。さつきまで申し上げましたが、ちよつと切れてしまつたのですが、私の伺いたいことは、義務教育費の無償促進の問題であります。特に今日の新聞あたりには堂々と算数、国語の本が一年生に無償で配給されるというところが出ておるわけでありまして、併しいろいろ伺つて見るところによると算数と国語が完全に一年生に配給されないようにも伺うのであります。その内容についてお知らせを願いたい。

○国務大臣（天野貞祐） 私は以前には三課目できると思つていたのでありますが、算数と国語はできると思つております。併し少しの端数が出るかも知れませんが、これは先ほどお答えいたしましたようにこれは極く僅かなことではあります。教科書はどの家庭でも自分で買つものなのであります。要らぬものをこつちから押し付けるといふ意味のものではないのですから。それを二課目でも公共の方面から児童に渡すというところは私は非常にいいことではないか。子供が今度学校へ初めて行くときにたとえ幾冊の本でもそれを国家乃至公共から貰う。自分たちはただの私の人間ではなくして国家の一員なんだというのを親も自覚し、又子供もだん／＼自覚して行くというところは非常にいいことではないか、そう考えるのでございます。ただ財政上の都合から自分たちの十分なることができない

といふのは残念ですけれども、併しこれはどうも現在のところいたしかたがない。不安定だからやらないというよりは、やはり不完全でもこれをやるほうがいいのではないかと考えてございします。

○高田なほ子君 それじや結論的な質問を一つしたいのですが、一億三千万円といふものはこれは大臣がお考えになつておるに不足であるということを書つていらつしやるわけでございます。単価の百幾らですか、百五十二円ですか、こういうよりな低廉なものでまあ大臣のおつしやるように憲法の精神に照つてこれが実施できるとはどうかとも考えられないので、恐らく文部省もこの百五十二円という低廉なる単価をきめるときには相当な苦悶をされたのではないかと考えるわけでありす。実際に二十五年度の教科書の実際の費用を考へまして、これは二百円をオーバーしてまして、今日物価の値上げによつてそれよりも更に二割の値上げがされなければならぬといふことがわかつておるにかかわらず、百五十二円というよりなこれは常識的に考へられないよりな値段を出して行く、こういうよりなことは恐らく私は良心的にこの百五十二円というものをきめたのではなくて、一億三千万円といふ一つの無償促進費の総額を出して行つて、そうしてそこから逆算して行つたよりも考へられるわけでありまして、そういう逆算をしたといふよりなことに對しては、これはどういふふりにお考えになるか。それは理由が私に申し上げます。算数は上下あるはずでございます。上下と二つあると思ふのです。算数は上下が果して子供たち

に配給されるよりな予算になつておるのか、上きりやれないのか、或いは下りのほうにこれをかまわないでやつて行くか、こういうことでございしますが、どうなのですか。

○国務大臣（天野貞祐） 高田さん私はさういふところに出てまいりません。それは、何でも政府のやることの意見をよくお考えになつておつしてやられる。もう少し自分らもできるだけまじめに教育のためにやろうとしておるのですから、そういう例えは逆算したとか、そんなことはあり得ない話であつて、とにかく一番低い値段で計算をすつかりしてさうしてこれが出た数なりよりなことから自分たちの思ふ通りなことではできない。できないればそれならばやめちまへといふよりなのも一つの考えかも知れませんが、私はそれは思はないので二課目でもやつたほうがいいといふので、さういふ趣旨に出ていることではございします。

○高田なほ子君 私はさういふ意地の悪いことを考へて質問をしておるわけじゃないのでございします。半額はこれは地方負担になるわけではございまして、そうするとその半額というのはいくら、地財委のほうではさういふ教科書の分の半額といふのは入つていないといふよりなことを聞きますので、それでさういふ質問を私はしておるわけではございします。地方負担がそれに堪えないよりな予算であるならば、これはもう一度考へ直してもらわなければならぬ、さういふよりな点がございしますから質問しておるのです。

○国務大臣（天野貞祐） さういふ点

はやはり事情がまだ十分高田さんのほうに徹底しておらないのであつて、大体一億四千万円といふものは国から出す、あとの一億四千万円といふものはこれは平衡交付金の中へ、特に繰入れて、そのために繰入れておくと大蔵大臣もさう言いますし、地財委のほうでも或いは岡野大臣あたりでもみんな私と同じ考へなんですから、その点には何も不明瞭なことではないのです。二億八千万円といふものはもう必ずできるのです。ただそれでも物価の値上げ等によつて幾らかの端数が出るというところは、私は出ないといふことは言えないかと思ひますが、併しそれは町村に對して何も大きな負担にならない、さういふ考へなんではございします。

○高田なほ子君 お時間の都合もございしますから今日はこれで打ち切ります。さうすると算数は上下両方出ることになるわけですね。そこだけ一つお伺ひしておきたい。

○国務大臣（天野貞祐） 算数はさういふつもりでございします。

○高田なほ子君 それじやこれで打ち切りますけれども、又あとでこれに関連して質問をしたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

○成瀬清治君 ちよつと大臣に私もすつと質問している／＼やりたいんですけれども、お急ぎのようですからこれだけお願ひしておきたい。ということでは、今恩給法が一部改正されて参りまして教員の十何年以降の特別加算であるところの百五十分の一が落ちるやうに聞いているわけなんです。さういふのと、それから在外に勤務しておつた、いわゆる外部といふのですが、朝鮮初め満洲、台湾、さういふところに勤務

しておつた人たちの恩給加算というものがあつた。こういうものがどうなつておるかというふうなことに、あなたの方から文部省に対して私は総理府のほうから連絡があつたと思う。そういうふうなものはどういふふうな文部省は態度をきめておるか。或いは全然文部省の意向を無視して総理府が案を出そうとしておるか。そういうふうな点について私がお願いしたいことは、一つそういう既得権が侵害されないように文部省は一つ教職員の利益代表者として大いにこの点で努力がして貰いたい、こういう点をお願いして私はやめたいと思います。

○委員長(堀越 儀郎君) 岩間君の文部大臣に対する質問は明朝の予定でありましたが、明朝予算と衝突いたしますので、引続き岩間君の文部大臣に対する質問を続けたいと思いますが、如何でございますか。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(堀越 儀郎君) 速記を始めて下さい。本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十二分散会
出席者は左の通り。

委員長 堀越 儀郎君
理事 加納 金助君
成瀬 幡治君
若木 勝蔵君
木内キヤウ君

委員

川村 松助君
左藤 義詮君
平岡 市三君
荒木正三郎君

高田なほ子君
梅原 眞隆君
高良 とみ君
高橋 道男君
大隈 信幸君
矢嶋 三義君
岩間 正男君

國務大臣 文部大臣 天野 貞祐君
政府委員 人事院総裁 浅井 清君
文部大臣官房会計課長事務代理 文部事務官 相良 惟一君
文部省大学学術局長 稻田 清助君
文部省調査普及局長 關口 隆克君
事務局側 常任委員会専門員 竹内 敏男君

二月十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆)

教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。
第十二條中「三分」を「一分」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十六年三月二日印刷

昭和二十六年三月三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所